

# 放課後ほっと広場事業のご案内

## 1 放課後ほっと広場事業について

京都市では、保護者の就労等により昼間留守になる家庭の小学生児童を対象として、放課後の安心安全な居場所づくり及びすこやかな育成を図るため、小学校内で「学童クラブ機能」を有する事業（放課後ほっと広場）を実施しています。

この事業は、京都市が委託して実施しており、専任の職員の指導の下、放課後の子どもたちの生活の場として、家庭的な温かい雰囲気を大切にし、活動しています。

### (1) 実施日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

### (2) 実施時間

ア 月曜日から金曜日まで

学校下校時から午後6時30分まで

イ 土曜日及び学校の長期休業期間

午前8時から午後6時30分まで

### (3) 実施場所（7校）

京極小学校、下鴨小学校、西大路小学校、九条弘道小学校、嵯峨小学校、花園小学校、北醍醐小学校

## 2 放課後ほっと広場事業に登録できる要件

小学校1年生から6年生までの児童で、次の(1)・(2)の両方を満たす場合に登録することができます。

ただし、放課後ほっと広場を実施する小学校の在校生に限りますので、ご留意ください。

(1) 児童の保護者が、次のいずれかの事情に該当するため、放課後等に児童を保護する者がいない場合（同居の親族等が児童を保護することができる場合を除く。）

ア（就労）居宅外又は居宅内で就労することを常態としていること。

イ（その他）身体・健康上の理由等により児童を保護できること。

(2) 保護を必要とする児童が、病気などのため、集団での保護及び育成が不可能又は著しく困難でないこと。

## 3 申請受付

### (1) 登録手続

下記のウェブサイトからオンラインで登録手続をしていただけます。

オンラインでの手続が難しい場合は、登録を希望する放課後ほっと広場に直接次の(2)の書類を持参するか簡易書留により郵送してください。

4月1日から御利用いただく際の受付期間は、下記のウェブサイトに掲載します。締切日以降の申請も可能ですが、その場合の利用開始日については、書類の提出日により異なりますので、登録を希望される放課後ほっと広場にお問い合わせください。

## 登録一斉募集申請に関するウェブサイト

〈京都市情報館〉学童クラブ事業等登録児童の一斉募集について（令和8年度）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000347927.html>



※ 児童館・学童保育所の申請書等とは異なりますので、ダウンロードされる場合は、放課後ほっと広場用の様式であることを確認のうえ、ダウンロードを行ってください。

### (2) 提出書類

#### ア 全ての世帯に御提出いただくもの

- (ア) 放課後ほっと広場事業利用申請書
- (イ) 放課後児童を保護する者がいない状況を証明する資料
  - ・ 「就 労」を理由とする場合は、就労証明書
  - ・ 「その他」を理由とする場合は、保護できない状況に応じて指示する書類（診断書等）

#### イ 利用料金の減免を希望される世帯に御提出いただくもの

（申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみ以外の場合）

- (ア) 放課後ほっと広場事業利用に係る利用料金減免申請書
- (イ) 減免に必要な挙証資料

#### 【オンラインで申請いただく場合】

- 放課後ほっと広場事業利用申請書（ア（ア））
  - ・ 入力フォーマットに必要事項を入力していただくことで申請が可能です（申請書の提出は必要ありません。）。
  - ・ 申請システムから送信されるメッセージを受け取れるメールアドレスが必要です。各自で御準備ください。
- 放課後児童を保護する者がいない状況を証明する資料（ア（イ））
  - ・ 紙の資料を手元にお持ちの場合は、当該資料をカメラで撮影したもの又はスキャンしたものを、オンラインでの手続の際に添付してください（紙の資料の提出は不要です。添付が難しい場合は、紙の資料を持参するか簡易書留により郵送してください。）。
  - ・ 就労証明書は上記のウェブサイトにエクセルのひながたを掲載しています。お勤め先でデータ入力にて就労証明書を発行していただける場合は、当該エクセルのデータをオンラインでの手続の際に添付していただいても結構です。
- 放課後ほっと広場事業利用に係る利用料金減免申請書、減免に必要な挙証資料（イ（ア）（イ））
  - ・ 申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみの場合は、入力フォーマットの該当箇所に入力していただくことで申請が可能です。
  - ※ 申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみであっても、きょうだい児がそれぞれ別施設をご利用される場合は、減免申請書や添付資料の提出が必要です。利用されるすべての施設へそれぞれ必要書類を提出してください。
  - ・ 申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみ以外の場合は、紙の資料を持参するか簡易書留により郵送してください。

### (3) 申請書等の配布方法（持参又は郵送により登録申請を行う場合）

受付に必要な書類は、放課後ほっと広場において配布いたします。

また、上記のウェブサイトでもダウンロードしていただくことが可能です。

### (4) その他

児童に障害、アレルギー等がある場合やその他配慮が必要な場合には、登録を希望される放課後ほっと広場へ事前にご相談ください。

## 4 費用

### (1) 利用料金

登録を希望される放課後ほっと広場において利用料金を徴収しますので、各施設が定める利用料金額をご確認ください。

配慮が必要な世帯に対しては、減額又は免除を行いますので、事業運営団体（京都市学童保育所管理委員会）にご相談ください。

### (2) その他必要な経費

上記(1)のほか、保険料やおやつ代、教材費の実費負担が必要です。

## 5 問合せ先

### (1) 登録手続等にすること

京都市学童保育所管理委員会

住 所：京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階

TEL：075-682-6250 FAX：075-682-6251

### (2) 制度にすること

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課

住 所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階

TEL：075-222-3987 FAX：075-251-2322

## 参考情報

ぜひご利用ください！

子育て支援ポータルサイト  
**はぐくーもKYOTO**



京都市の子ども・子育てに関する施策情報を随時発信しています。知っててよかった制度の情報やお住まいの地域の子育て関連イベント情報が盛りだくさん。

また、親子で利用できる場所がマップで分かるほか、チャットボットが子育ての?にお答えします。



発行年月 令和7年12月  
京都市子ども若者はぐくみ局  
子ども若者未来部育成推進課  
京都市印刷物 第071810号